



発行 新潟県

**第8号**

令和3年1月29日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

告 示

- 83 災害救助法による救助の実施 (防災企画課)
- 84 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定施術者等の指定 (福祉保健課)
- 85 農用地利用配分計画の認可 (地域農政推進課)
- 86 保安林の指定 (治山課)
- 87 県営土地改良事業変更計画の縦覧 (農地計画課)
- 88 換地処分 (農地整備課)
- 89 県営土地改良事業の工事完了 (農村環境課)
- 90 県営土地改良事業の工事完了 (農村環境課)
- 91 道路の区域変更 (道路管理課)
- 92 道路の供用開始 (道路管理課)
- 93 道路の区域変更 (道路管理課)
- 94 道路の供用開始 (道路管理課)
- 95 道路の区域変更 (道路管理課)
- 96 道路の供用開始 (道路管理課)
- 97 道路の区域変更 (道路管理課)
- 98 道路の供用開始 (道路管理課)
- 99 道路の区域変更 (道路管理課)
- 100 道路の供用開始 (道路管理課)
- 101 道路の区域変更 (道路管理課)
- 102 道路の供用開始 (道路管理課)
- 103 道路の区域変更 (道路管理課)
- 104 道路の供用開始 (道路管理課)
- 105 道路の区域変更 (道路管理課)
- 106 道路の供用開始 (道路管理課)
- 107 道路の区域変更 (道路管理課)
- 108 道路の供用開始 (道路管理課)

公 告

令和2年度行政書士試験の合格者 (市町村課)

選挙管理委員会告示

- 38 政治資金規正法による政治団体の届出 (選挙管理委員会)
- 39 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出 (選挙管理委員会)
- 40 政治資金規正法による政治団体の解散の届出 (選挙管理委員会)
- 41 政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨 (期限後提出分) (選挙管理委員会)
- 42 政治資金規正法による資金管理団体の届出 (選挙管理委員会)
- 43 政治団体の収支報告書の訂正報告 (選挙管理委員会)

雑 報

- 一般競争入札の実施 (大学・私学振興課)
- 一般競争入札の実施 (大学・私学振興課)

告 示

◎新潟県告示第83号

令和3年1月7日から大雪による災害により、1月10日から長岡市、柏崎市、十日町市、糸魚川市、妙高市及び上越市の区域において災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助を実施する。

また、同法第13条第1項の規定により、同法第7条から第10条までに規定する事務を、長岡市長、柏崎市長、十日町市長、糸魚川市長、妙高市長及び上越市長が行うこととする。

令和3年1月29日

新潟県知事 花 角 英 世

◎新潟県告示第84号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定施術者等を次のとおり指定した。

令和3年1月29日

新潟県知事 花 角 英 世

氏 名	名 称	所 在 地	指定年月日
平田 公（あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう）	治療室 あんまにあ	柏崎市駅前2-2-3	令和2年11月25日

◎新潟県告示第85号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和3年1月29日

新潟県知事 花 角 英 世

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
村上市	2者	布部舞台2913番ほか7筆 1.5ha
関川村	2者	高田1810番179ほか13筆 0.8ha
新発田市	46者	五十公野蛇塚1003番ほか305筆 59.5ha
阿賀野市	15者	水原伊賀穂1250番1ほか485筆 56.2ha
胎内市	3者	横道大川原1038番ほか16筆 4.5ha
聖籠町	7者	蓮野大坪278番2ほか82筆 7.8ha
新潟市	38者	北区長戸253番1ほか267筆 31.9ha
五泉市	19者	五泉芋子江1359番ほか1083筆 85.7ha
三条市	17者	西鱒田前田16番1ほか195筆 18.0ha
燕市	38者	燕長割636番ほか331筆 42.6ha
田上町	2者	田上与五右エ門通丙1901番1ほか20筆 1.5ha
弥彦村	4者	麓村新田雁潟209番ほか4筆 1.0ha
長岡市	6者	芹川町囲内1380番1ほか48筆 1.8ha
小千谷市	4者	山谷城之腰449番1ほか39筆 4.1ha
魚沼市	2者	明神向イ1737番ほか5筆 0.8ha
十日町市	2者	重地丁4112番ほか8筆 1.5ha
上越市	4者	高津板橋228番ほか8筆 2.1ha
糸魚川市	8者	大和川大原6307番ほか48筆 4.3ha
佐渡市	19者	真光寺1799番2ほか106筆 14.8ha
合 計	238者	3,089筆 340.5ha

2 認可年月日

令和3年1月29日

### ◎新潟県告示第86号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和3年1月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 保安林の所在場所  
新潟県柏崎市大字森近字滝ノ入190の1、193の3から193の5まで、字上ノ山313の寅
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び柏崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### ◎新潟県告示第87号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、佐渡市の一部を受益地域とする県営安養寺地区農用地保全施設整備（ため池等整備「地震対策ため池防災」）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年1月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間  
令和3年2月1日から令和3年3月2日まで
- 3 縦覧に供する場所  
佐渡市役所
- 4 その他
  - (1) 審査請求について  
この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。  
なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。
  - (2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて
    - ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。
    - イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
    - ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。  
なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

### ◎新潟県告示第88号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、柏崎市を地域とする県営区画整理(経営体育成基盤整備「面的集積型」)事業山室地区に係る換地処分をした。

令和3年1月29日

新潟県知事 花角 英世

◎新潟県告示第89号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和3年1月29日

新潟県知事 花角 英世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
水野下牧	区画整理(農地環境整備)事業	上越市	令和2年11月27日

◎新潟県告示第90号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和3年1月29日

新潟県知事 花角 英世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
坪野	区画整理(農地環境整備)事業	上越市	令和2年11月27日

◎新潟県告示第91号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年1月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大沢小国小千谷線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
小千谷市大字西吉谷字郡又乙752番1から	新	16.2~37.5メートル	80.6メートル
同市大字西吉谷字郡又乙752番1まで	旧	16.2~37.5メートル	80.6メートル

◎新潟県告示第92号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年1月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 大沢小国小千谷線
- 2 供用開始の区間  
小千谷市大字西吉谷字郡又乙752番1から同市大字西吉谷字郡又乙752番1まで

3 供用開始の期日 令和3年1月29日

### ◎新潟県告示第93号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年1月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 法末真人線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
小千谷市真人町字真人沢丙2139番4から	新	4.5～10.5メートル	56.5メートル
同市真人町字真人沢丙2131番1まで	旧	4.5～10.5メートル	56.5メートル

### ◎新潟県告示第94号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年1月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 法末真人線
- 2 供用開始の区間  
小千谷市真人町字真人沢丙2139番4から同市真人町字真人沢丙2131番1まで
- 3 供用開始の期日 令和3年1月29日

### ◎新潟県告示第95号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年1月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長岡栃尾巻線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
長岡市軽井沢字鴨田538番1から	新	7.1～14.8メートル	61.4メートル
同市軽井沢字鴨田1052番1まで	旧	7.1～14.8メートル	61.4メートル

### ◎新潟県告示第96号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年1月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 長岡栃尾巻線
- 2 供用開始の区間  
長岡市軽井沢字鴨田538番1から同市軽井沢字鴨田1052番1まで
- 3 供用開始の期日 令和3年1月29日

◎新潟県告示第97号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年1月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 遅場見附線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
長岡市葎谷字釜ノ口2555番1から	新	9.0～40.8メートル	175.5メートル
同市葎谷字釜ノ口3番2まで	旧	9.0～27.4メートル	175.5メートル

◎新潟県告示第98号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年1月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 遅場見附線
- 2 供用開始の区間  
長岡市葎谷字釜ノ口2555番1から同市葎谷字釜ノ口3番2まで
- 3 供用開始の期日 令和3年1月29日

◎新潟県告示第99号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年1月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 水沢新田種苧原線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
魚沼市水沢字上狸沢609番21から	新	12.2～41.5メートル	11.0メートル
同市水沢字上狸沢609番21まで	旧	12.2～35.2メートル	11.0メートル

◎新潟県告示第100号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年1月29日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 水沢新田種苧原線
- 2 供用開始の区間 魚沼市水沢字上狸沢609番21から同市水沢字上狸沢609番21まで
- 3 供用開始の期日 令和3年1月29日

◎新潟県告示第101号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年1月29日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 252号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
魚沼市大白川字毛猛山国有林224林班い小班から 同市大白川字毛猛山国有林224林班い小班まで	新	8.8～43.0メートル	158.3メートル
	旧	7.8～43.0メートル	158.1メートル

◎新潟県告示第102号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年1月29日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 一般国道 252号
- 2 供用開始の区間 魚沼市大白川字毛猛山国有林224林班い小班から同市大白川字毛猛山国有林224林班い小班まで
- 3 供用開始の期日 令和3年1月29日

◎新潟県告示第103号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年1月29日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 290号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
-----	------	-----------	-----

魚沼市西名新田字ツツバ347番1から	新	12.8～29.4メートル	52.2メートル
同市西名新田字アケビ田417番2まで	旧	12.8～29.2メートル	52.2メートル

◎新潟県告示第104号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。  
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年1月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 一般国道 290号
- 2 供用開始の区間  
魚沼市西名新田字ツツバ347番1から同市西名新田字アケビ田417番2まで
- 3 供用開始の期日 令和3年1月29日

◎新潟県告示第105号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年1月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 浅草山大白川停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
魚沼市大白川字浅草山国有林216り2林小班から	新	7.0～12.5メートル	70.2メートル
同市大白川字浅草山国有林216り2林小班まで	旧	7.0～12.5メートル	70.2メートル

◎新潟県告示第106号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。  
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年1月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 浅草山大白川停車場線
- 2 供用開始の区間  
魚沼市大白川字浅草山国有林216り2林小班から同市大白川字浅草山国有林216り2林小班まで
- 3 供用開始の期日 令和3年1月29日

◎新潟県告示第107号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年1月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小白倉木落線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
十日町市木落474番から	新	7.9～15.2メートル	191.1メートル
同市木落535番6まで	旧	6.8～15.2メートル	191.1メートル

## ◎新潟県告示第108号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年1月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 小白倉木落線
- 2 供用開始の区間  
十日町市木落474番から同市木落535番6まで
- 3 供用開始の期日 令和3年1月29日

## 公 告

## 行政書士試験の合格者について（公告）

令和2年11月8日に行った行政書士試験の合格者の受験番号は、次のとおりである。

令和3年1月29日

新潟県知事 花角 英世

受験番号	受験番号
2910005	2910216
2910008	2910234
2910009	2910235
2910014	2910237
2910016	2910265
2910019	2910273
2910021	2910274
2910027	2910277
2910030	2910282
2910044	2910290
2910050	2910319
2910055	2910357
2910058	2910371
2910062	2910374
2910065	2910382
2910076	2910422
2910077	2910439
2910082	2910444
2910086	2910498

2910091 2910606  
 2910123 2910651  
 2910144 2910683  
 2910153  
 2910178  
 2910185  
 2910199  
 2910206  
 2910215

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第38号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

令和3年1月29日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

(1) 政党の支部

(イ) 法19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類(第1号)	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党新潟県第四選挙区支部	国定勇人	佐藤和夫	新潟県三条市本町4-9-27	衆議院議員	○	R2.11.04
自由民主党新潟県第一選挙区支部	塚田一郎	渡邊利世	新潟県新潟市中央区女池上山2丁目22番7号	衆議院議員	○	R2.12.11
立憲民主党新潟県第4区総支部	飯田真紀子	相墨武人	新潟県三条市本町6-13-3	衆議院議員	○	R2.09.28
立憲民主党新潟県参議院選挙区第2総支部	村木さく良	石本伸二	新潟県新潟市中央区米山2-5-8	参議院議員	○	R2.09.28
立憲民主党新潟県第3区総支部	黒岩宇洋	川久保孝子	新潟県新発田市中央町2丁目4番21号	衆議院議員	○	R2.09.28
立憲民主党新潟県第1区総支部	本多智奈美	佐藤真一	新潟県新潟市中央区米山2-5-8	衆議院議員	○	R2.09.29
立憲民主党新潟県参議院選挙区第1総支部	森裕子	廣川信之	新潟県新潟市秋葉区新津本町1-3-22	参議院議員	○	R2.10.01
国民民主党新潟県第2区総支部	高倉栄	遠藤雅秀	新潟県燕市吉田法花堂1883-1	衆議院議員	○	R2.10.09

(ロ) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党新潟県新潟市北区第一支部	平松洋一	村上正人	新潟県新潟市北区太夫浜984	○	R2.12.07
立憲民主党新潟県総支部連合会	飯田真紀子	馬場徹	新潟県新潟市中央区出来島1-5-1	○	R2.09.30
国民民主党新潟県総支部連合会	高倉栄	西村幸子	新潟県新潟市中央区新光町17番地	○	R2.10.07

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
新しい南魚沼市政を作る会	黒岩秩子	広田セツ子	新潟県南魚沼市浦佐5428-6	R2.10.19
内田幹夫後援会	内田幹夫	内田幹夫	新潟県魚沼市七日市256-2	R2.10.19
魚沼市の未来的政策をうちだす会	横山正樹	本田篤	新潟県魚沼市須原904	R2.11.20
越後で減税パーティー	衣川広志	衣川知美	新潟県長岡市悠久町1-1106-3	R2.11.02
黒岩ようこう後援会	広田正樹	黒岩秩子	新潟県南魚沼市余川2655番地7号	R2.10.16
こんどう新二後援会	近藤新二	岩崎良之	新潟県糸魚川市横町4丁目12-48	R2.11.30
34歳弁護士を市長にする会	長橋正宇	佐藤美寿恵	新潟県三条市荒町2-3-32	R2.10.21
たきざわ亮後援会	滝沢亮	鶴巻剛之	新潟県三条市荒町2-3-32	R2.10.01
たいらあやこ後援会	内山かほる	五位野和夫	新潟県柏崎市長峰町13-26	R2.11.30
高野直行後援会	高野直行	高野直行	新潟県糸魚川市桂568-3	R2.12.09
新潟県神谷まさゆき後援会	長澤敬一	櫻井信幸	新潟県新潟市中央区女池1丁目3番16号	R2.10.30
新潟県5区の未来を考える会	長部登	鈴木茂	新潟県長岡市三和1-1-2	R2.12.08
松崎良継後援会	町田擴	羽賀英雄	新潟県阿賀野市畑江219番地1	R2.10.01

## ◎新潟県選挙管理委員会告示第39号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年1月29日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

(1) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
---------	--------	------	---	---	-------

自由民主党金井町支部	笠井正信	代表者の氏名	笠井正信	大場慶親	R2. 10. 10
		会計責任者の氏名	上杉育子	笠井正信	R2. 10. 10
自由民主党与板支部	豊田朗	主たる事務所の所在地	新潟県長岡市与板町与板448	新潟県長岡市与板町与板258	R2. 11. 05
		代表者の氏名	豊田朗	日浦四郎	R2. 11. 05
自由民主党頸城区支部	小川泉	主たる事務所の所在地	新潟県上越市頸城区上三分一30	新潟県上越市頸城区望ヶ丘1250-14	R2. 12. 09
		代表者の氏名	小川泉	岩淵征四郎	R2. 12. 15
自由民主党新潟県私立保育園連盟支部	伊東一男	会計責任者の氏名	松野敬	豊田朗	H31. 04. 24
自由民主党新潟県理学療法士連盟支部	五十嵐進	主たる事務所の所在地	新潟県新潟市中央区花園2-2-19	新潟県新潟市中央区花園2-2-7	R2. 11. 05
自由民主党新潟県糸魚川市第一支部	中村康司	会計責任者の氏名	大矢弘	齊藤美奈子	R2. 12. 10
自由民主党新潟県第五選挙区支部	泉田裕彦	会計責任者の氏名	葛綿亮子	杉山順爾	R2. 11. 25
NHKから自国民を守る党新潟県魚沼市支部	大桃聰	政治団体の名称	NHKから自国民を守る党新潟県魚沼市支部	NHKから国民を守る党新潟県魚沼市支部	R2. 12. 21
立憲民主党新潟県総支部連合会	本多智奈美	代表者の氏名	本多智奈美	飯田真紀子	R2. 10. 24

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
いづみ克彦を応援する会	和泉克彦	会計責任者の氏名	和泉克彦	和泉恵	R2. 11. 06
内田幹夫後援会	林高志	代表者の氏名	林高志	内田幹夫	R2. 10. 27
		会計責任者の氏名	星昭	内田幹夫	R2. 10. 27
		会計責任者の氏名	星正太郎	星昭	R2. 11. 29
		主たる事務所の所在地	新潟県魚沼市井口新田144番地2	新潟県魚沼市七日市256-2	R2. 12. 15
越後で減税パーティー	衣川広志	会計責任者の氏名	衣川広志	衣川知美	R2. 12. 27
柏崎と米山を愛する市民の会	須田兵衛	政治団体の名称	柏崎と米山を愛する市民の会	強く、やさしい柏崎をつくる会	R2. 10. 20
小嶋正彰後援会	藤井正巳	主たる事務所の所在地	新潟県妙高市両善寺95	新潟県妙高市大字志350-6	R2. 11. 14
		代表者の氏名	藤井正巳	綿貫利和	R2. 11. 14
上越経済人連盟	高橋信雄	会計責任者の氏名	川上宏	宮越浩司	R2. 04. 01
中川隆一後援会	加藤侑作	主たる事務所の所在地	新潟県佐渡市中	新潟県佐渡市栗	R2. 11. 02

深谷しげのぶ後 樋口紀夫 援会	所在地 主たる事務所の所 所在地	原593番地 新潟県新潟市中 中央区三和町8-25	野江1436番地2 新潟県新潟市中 中央区三和町6-11	R2. 11. 15
見附市南蒲原郡 山谷春喜 医師連盟	会計責任者の氏名	貝瀬明	寺師宏之	R2. 11. 26

## ◎新潟県選挙管理委員会告示第40号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年1月29日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

## (1) 政治団体の名称

## ア . 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党新潟県第一選挙区支部	石崎徹	R2. 11. 01
自由民主党新潟県ふるさと振興支部	塚田一郎	R2. 12. 03
国民民主党新潟県総支部連合会	梅谷守	R2. 09. 11
国民民主党新潟県第1区総支部	上杉知之	R2. 09. 11
国民民主党新潟県第6区総支部	梅谷守	R2. 09. 11
国民民主党新潟県第2区総支部	高倉栄	R2. 09. 11
国民民主党新潟県第4区総支部	小島晋	R2. 09. 11
国民民主党新潟県第3区総支部	薄田智	R2. 09. 11
国民民主党新潟県参議院選挙区第1総支部	森裕子	R2. 09. 11
立憲民主党新潟県第1区総支部	本多智奈美	R2. 09. 14
立憲民主党新潟県参議院選挙区第1総支部	風間直樹	R2. 09. 10
立憲民主党新潟県連合	本多智奈美	R2. 09. 14
立憲民主党新潟県第5区総支部	本多智奈美	R2. 09. 14
立憲民主党新潟県第6区総支部	本多智奈美	R2. 09. 14
立憲民主党新潟県第2区総支部	本多智奈美	R2. 09. 14
立憲民主党新潟県参議院選挙区第2総支部	村木さく良	R2. 09. 14
立憲民主党新潟県第3区総支部	黒岩宇洋	R2. 09. 14

## イ . その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
あさま信一後援会	長谷川賢治	R2. 11. 20
あさの一志を応援する会	浅野幾子	R2. 03. 30
明るく元気な郷土社会をめざす会	吉田郁文	R2. 03. 01
魚沼市の未来的政策をうちだす会	横山正樹	R2. 12. 18
大滝久志後援会	岩佐博宣	R2. 04. 27
菊田まきこ政経フォーラム21	野澤百合子	R2. 03. 31
菊守青年同盟薫風櫻花塾新潟県総本部	佐藤和基	R2. 08. 25
進藤かねひこ新潟県後援会	三富佳一	R2. 03. 27

藤木則夫後援会	児玉勝巳	R2. 04. 30
妙高市の時代を考える会	渡邊政信	R2. 02. 15
民進にいがた	大淵健	R2. 07. 22
宮川大樹後援会「大樹会」	早津輝雄	R2. 02. 21
山田あきお後援会	山田平	R2. 02. 29
立憲にいがた	大淵健	R2. 10. 08

## (2) 収支報告書の要旨

## ア . 政党の支部

(単位 円)

## 自由民主党新潟県第一選挙区支部

報告年月日 02. 11. 10

1 収入総額	10,093,499
前年繰越額	3,093,970
本年收入額	6,999,529
2 支出総額	10,093,499
3 本年收入の内訳	
個人の党費・会費 (322人)	284,200
寄附	215,297
個人分	15,297
団体分	200,000
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	6,500,000
自由民主党本部	6,500,000
その他の収入	32
一件10万円未満のもの	32
4 支出の内訳	
経常経費	5,933,563
人件費	2,176,827
光熱水費	368,833
備品・消耗品費	474,124
事務所費	2,913,779
政治活動費	4,159,936
組織活動費	1,223,746
機関紙誌の発行その他の事業費	2,096,049
宣伝事業費	2,096,049
調査研究費	55,000
寄附・交付金	785,141
5 寄附の内訳	
〔個人分〕	
年間5万円以下のもの	15,297
〔団体分〕	
年間5万円以下のもの	200,000

## 自由民主党新潟県ふるさと振興支部

報告年月日 02. 12. 07

1 収入総額	4,350,011
本年收入額	4,350,011
2 支出総額	4,350,011
3 本年收入の内訳	
寄附	4,350,000

個人分	690,000	
団体分	3,610,000	
政治団体分	50,000	
その他の収入	11	
一件10万円未満のもの	11	
4 支出の内訳		
経常経費	8,250	
事務所費	8,250	
政治活動費	4,341,761	
寄附・交付金	4,341,761	
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
坂詰敏彦	90,000	阿賀野市
小野鉦三郎	600,000	胎内市
〔団体分〕		
(株)鈴木総合管理事務所	400,000	東京都新宿区
(株)嵐北商事	300,000	三条市
(株)タツミ	1,000,000	見附市
(株)オオイ	100,000	長岡市
(株)永井工業	1,000,000	長岡市
(株)帆苺組	120,000	阿賀野市
年間5万円以下のもの	690,000	
〔政治団体分〕		
年間5万円以下のもの	50,000	

## 国民民主党新潟県総支部連合会

報告年月日 02.09.16

1 収入総額	31,811,353	
前年繰越額	14,285,645	
本年収入額	17,525,708	
2 支出総額	28,705,290	
3 本年収入の内訳		
個人の党費・会費 (824人)	1,215,000	
機関紙誌の発行その他の事業による収入	10,000	
「国民民主プレス」販売	10,000	
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	16,222,000	
国民民主党本部	16,222,000	
その他の収入	78,708	
一件10万円未満のもの	78,708	
4 支出の内訳		
経常経費	9,276,492	
人件費	5,738,536	
光熱水費	167,262	
備品・消耗品費	387,152	
事務所費	2,983,542	
政治活動費	19,428,798	
〔うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出〕	3,464,960	
組織活動費	1,235,369	
選挙関係費	250,000	
機関紙誌の発行その他の事業費	1,029,617	

機関紙誌の発行事業費	135,891
宣伝事業費	893,726
調査研究費	13,812
寄附・交付金	16,900,000

## 国民民主党新潟県第1区総支部

報告年月日 02.09.23

1 収入総額	7,373,969
前年繰越額	7,025,907
本年收入額	348,062
2 支出総額	7,373,969
3 本年收入の内訳	
個人の党費・会費 (115人)	148,000
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	200,000
国民民主党新潟県総支部連合会	200,000
その他の収入	62
一件10万円未満のもの	62
4 支出の内訳	
経常経費	260,800
備品・消耗品費	241,970
事務所費	18,830
政治活動費	7,113,169
組織活動費	20,550
機関紙誌の発行その他の事業費	186,930
宣伝事業費	186,930
寄附・交付金	6,905,689

## 国民民主党新潟県第6区総支部

報告年月日 02.10.09

1 収入総額	14,415,121
前年繰越額	4,035,007
本年收入額	10,380,114
2 支出総額	14,415,121
3 本年收入の内訳	
寄附	880,000
個人分	460,000
団体分	420,000
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	9,500,000
国民民主党	8,300,000
国民民主党新潟県総支部連合会	1,200,000
その他の収入	114
一件10万円未満のもの	114
4 支出の内訳	
経常経費	9,957,526
人件費	5,798,817
光熱水費	384,973
備品・消耗品費	1,221,961
事務所費	2,551,775
政治活動費	4,457,595
組織活動費	510,270
機関紙誌の発行その他の事業費	87,325

機関紙誌の発行事業費	87,325	
寄附・交付金	3,860,000	
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
畠山重秋	400,000	上越市
長谷川定英	60,000	妙高市
〔団体分〕		
畠山医院	400,000	上越市
年間5万円以下のもの	20,000	

## 国民民主党新潟県第2区総支部

報告年月日 02.09.18

1 収入総額	2,629,114
前年繰越額	1,193,114
本年收入額	1,436,000
2 支出総額	2,629,114
3 本年收入の内訳	
個人の党費・会費 (170人)	236,000
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	1,200,000
国民民主党新潟県総支部連合会	1,200,000
4 支出の内訳	
経常経費	439,980
人件費	259,000
備品・消耗品費	147,670
事務所費	33,310
政治活動費	2,189,134
〔うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出〕	579,867
機関紙誌の発行その他の事業費	1,609,267
宣伝事業費	1,609,267
寄附・交付金	579,867

## 国民民主党新潟県第4区総支部

報告年月日 02.10.06

1 収入総額	1,016,722
前年繰越額	692,720
本年收入額	324,002
2 支出総額	1,016,722
3 本年收入の内訳	
個人の党費・会費 (90人)	124,000
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	200,000
国民民主党新潟県総支部連合会	200,000
その他の収入	2
一件10万円未満のもの	2
4 支出の内訳	
経常経費	329,594
人件費	100,000
備品・消耗品費	48,801
事務所費	180,793
政治活動費	687,128
組織活動費	145,128

寄附・交付金 542,000

国民民主党新潟県第3区総支部

報告年月日 02.09.18

1 収入総額	794,156
前年繰越額	532,150
本年收入額	262,006
2 支出総額	794,156
3 本年收入の内訳	
個人の党費・会費 (50人)	62,000
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	200,000
国民民主党新潟県総支部連合会	200,000
その他の収入	6
一件10万円未満のもの	6
4 支出の内訳	
経常経費	284,342
備品・消耗品費	284,342
政治活動費	509,814
寄附・交付金	509,040
その他の経費	774

国民民主党新潟県参議院選挙区第1総支部

報告年月日 02.11.02

1 収入総額	15,966,332
前年繰越額	932,703
本年收入額	15,033,629
2 支出総額	15,018,432
3 本年收入の内訳	
個人の党費・会費 (165人)	422,000
寄附	4,847,000
個人分	3,852,000
団体分	295,000
政治団体分	700,000
借入金	500,000
廣川信之	500,000
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	8,440,000
国民民主党	8,000,000
国民民主党新潟県連	440,000
その他の収入	824,629
預かり金	700,321
一件10万円未満のもの	124,308
4 支出の内訳	
経常経費	13,679,342
人件費	8,316,443
光熱水費	218,623
備品・消耗品費	1,676,147
事務所費	3,468,129
政治活動費	1,339,090
組織活動費	611,090
機関紙誌の発行その他の事業費	5,500
宣伝事業費	5,500

調査研究費	3,500	
寄附・交付金	100,000	
その他の経費	619,000	
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
須田原也	100,000	新潟市南区
森裕子	3,400,000	新潟市江南区
大川俊昭	136,000	長岡市
高橋等	80,000	新潟市江南区
富岡辰明	80,000	新潟市江南区
年間5万円以下のもの	56,000	
〔団体分〕		
(株)パーツプロダクション	90,000	上越市
(株)新潟環境開発	120,000	長岡市
年間5万円以下のもの	85,000	
〔政治団体分〕		
YMF 経済研究会	700,000	東京都千代田区

## 立憲民主党新潟県第1区総支部

報告年月日 02.09.28

1 収入総額	13,571,025	
前年繰越額	1,535,354	
本年收入額	12,035,671	
2 支出総額	13,571,025	
3 本年收入の内訳		
個人の党費・会費 (1人)	500	
寄附	3,911,100	
個人分	3,911,100	
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	8,000,000	
立憲民主党本部	8,000,000	
その他の収入	124,071	
R1年末調整還付金	119,432	
一件10万円未満のもの	4,639	
4 支出の内訳		
経常経費	11,329,672	
人件費	4,330,491	
光熱水費	212,993	
備品・消耗品費	867,596	
事務所費	5,918,592	
政治活動費	2,241,353	
組織活動費	329,830	
機関紙誌の発行その他の事業費	1,547,623	
機関紙誌の発行事業費	1,492,801	
宣伝事業費	54,822	
調査研究費	11,748	
寄附・交付金	352,152	
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
本多智奈美	3,900,000	新潟市西区
年間5万円以下のもの	11,100	

## 立憲民主党新潟県参議院選挙区第1総支部

報告年月日 02.09.15

1	収入総額	9,639,467	
	前年繰越額	4,314,022	
	本年收入額	5,325,445	
2	支出総額	9,639,467	
3	本年收入の内訳		
	寄附	325,420	
	個人分	2,400	
	団体分	323,020	
	本部又は支部から供与された交付金に係る収入	5,000,000	
	立憲民主党本部	5,000,000	
	その他の収入	25	
	一件10万円未満のもの	25	
4	支出の内訳		
	経常経費	5,965,245	
	人件費	2,331,001	
	光熱水費	190,742	
	備品・消耗品費	1,126,280	
	事務所費	2,317,222	
	政治活動費	3,674,222	
	組織活動費	87,570	
	機関紙誌の発行その他の事業費	86,652	
	宣伝事業費	86,652	
	寄附・交付金	3,500,000	
5	寄附の内訳		
	〔個人分〕		
	年間5万円以下のもの	2,400	
	〔団体分〕		
	(株)パーツプロダクション	160,000	上越市
	(株)高菱	80,000	上越市
	年間5万円以下のもの	83,020	

## 立憲民主党新潟県連合

報告年月日 02.09.15

1	収入総額	17,657,554	
	前年繰越額	4,805,018	
	本年收入額	12,852,536	
2	支出総額	17,657,554	
3	本年收入の内訳		
	個人の党費・会費 (71人)	373,500	
	寄附	3,186,000	
	個人分	3,186,000	
	本部又は支部から供与された交付金に係る収入	9,150,000	
	立憲民主党本部	9,150,000	
	その他の収入	143,036	
	一件10万円未満のもの	143,036	
4	支出の内訳		
	経常経費	11,125,146	
	人件費	7,455,439	
	光熱水費	176,676	

備品・消耗品費	528,311	
事務所費	2,964,720	
政治活動費	6,532,408	
組織活動費	2,770,105	
選挙関係費	153,630	
機関紙誌の発行その他の事業費	889,620	
機関紙誌の発行事業費	134,680	
宣伝事業費	754,940	
寄附・交付金	2,719,053	
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
本多智奈美	810,000	新潟市西区
村木さく良	800,000	新潟市中央区
黒岩宇洋	700,000	新発田市
大淵健	120,000	新潟市西区
加藤大弥	96,000	新潟市西区
宇野耕哉	96,000	新潟市江南区
細野弘康	96,000	新潟市東区
小柳聡	96,000	新潟市北区
高橋聡子	96,000	新潟市中央区
熊倉政一	60,000	五泉市
年間5万円以下のもの	216,000	

## 立憲民主党新潟県第5区総支部

報告年月日 02.09.15

1 収入総額	0
2 支出総額	0

## 立憲民主党新潟県第6区総支部

報告年月日 02.09.15

1 収入総額	96
前年繰越額	96
2 支出総額	96
3 支出の内訳	
経常経費	96
事務所費	96

## 立憲民主党新潟県第2区総支部

報告年月日 02.09.15

1 収入総額	0
2 支出総額	0

## 立憲民主党新潟県参議院選挙区第2総支部

報告年月日 02.09.16

1 収入総額	9,100,873
前年繰越額	1,800,861
本年收入額	7,300,012
2 支出総額	7,502,745
3 本年收入の内訳	
寄附	300,000
政治団体分	300,000

本部又は支部から供与された交付金に係る収入	7,000,000
立憲民主党本部	7,000,000
その他の収入	12
一件10万円未満のもの	12
4 支出の内訳	
経常経費	6,371,281
人件費	3,430,569
光熱水費	75,544
備品・消耗品費	612,242
事務所費	2,252,926
政治活動費	1,131,464
組織活動費	673,426
調査研究費	158,026
寄附・交付金	300,012
5 寄附の内訳	
[政治団体分]	
年間5万円以下のもの	300,000

## 立憲民主党新潟県第3区総支部

報告年月日 02.09.28

1 収入総額	11,000,000
本年收入額	11,000,000
2 支出総額	6,725,394
3 本年收入の内訳	
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	11,000,000
立憲民主党本部	11,000,000
4 支出の内訳	
経常経費	5,100,536
人件費	1,212,843
光熱水費	138,411
備品・消耗品費	384,037
事務所費	3,365,245
政治活動費	1,624,858
組織活動費	371,569
機関紙誌の発行その他の事業費	1,253,289
宣伝事業費	1,253,289

イ . その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

## あさの一志を応援する会

報告年月日 02.03.30

1 収入総額	0
2 支出総額	0

## あさま信一後援会

報告年月日 02.11.30

1 収入総額	0
2 支出総額	0

## 明るく元気な郷土社会をめざす会

報告年月日 02.04.15

1 収入総額	0
2 支出総額	0

魚沼市の未来的政策をうちだす会

報告年月日 02.12.22

1 収入総額	0
2 支出総額	0

大滝久志後援会

報告年月日 02.06.05

1 収入総額	0
2 支出総額	0

菊田まきこ政経フォーラム21

報告年月日 02.04.14

1 収入総額	415,779
前年繰越額	415,779
2 支出総額	415,779
3 支出の内訳	
政治活動費	415,779
寄附・交付金	415,779

菊守青年同盟薫風櫻花塾新潟県総本部

報告年月日 02.08.26

1 収入総額	0
2 支出総額	0

進藤かねひこ新潟県後援会

報告年月日 02.03.30

1 収入総額	0
2 支出総額	0

藤木則夫後援会

報告年月日 02.05.08

1 収入総額	2,981,238
前年繰越額	921,238
本年收入額	2,060,000
2 支出総額	2,095,615
3 本年收入の内訳	
寄附	1,760,000
個人分	1,760,000
その他の収入	300,000
事務所費	300,000
4 支出の内訳	
経常経費	1,218,043
人件費	48,000
光熱水費	176,438
備品・消耗品費	293,382
事務所費	700,223
政治活動費	877,572

組織活動費	78,405	
機関紙誌の発行その他の事業費	799,167	
宣伝事業費	799,167	
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
山本雅一	300,000	千葉県浦安市
藤木則夫	1,400,000	佐渡市
年間5万円以下のもの	60,000	
宮川大樹後援会「大樹会」		
報告年月日 02.02.27		
1 収入総額	100,028	
前年繰越額	100,028	
2 支出総額	0	
妙高市の時代を考える会		
報告年月日 02.02.20		
1 収入総額	24,187	
前年繰越額	24,187	
2 支出総額	0	
民進にいがた		
報告年月日 02.07.22		
1 収入総額	145,618	
前年繰越額	145,618	
2 支出総額	145,618	
3 支出の内訳		
政治活動費	145,618	
その他の経費	145,618	
山田あきお後援会		
報告年月日 02.03.16		
1 収入総額	0	
2 支出総額	0	
立憲にいがた		
報告年月日 02.10.12		
1 収入総額	2,719,153	
本年收入額	2,719,153	
2 支出総額	2,719,153	
3 本年收入の内訳		
寄附	2,719,053	
政治団体分	2,719,053	
その他の収入	100	
一件10万円未満のもの	100	
4 支出の内訳		
経常経費	11,282	
備品・消耗品費	5,782	
事務所費	5,500	
政治活動費	2,707,871	
組織活動費	2,149	

寄附・交付金	2,705,722
5 寄附の内訳	
〔政治団体分〕	
立憲民主党新潟県連合	2,719,053 新潟市中央区

## ◎新潟県選挙管理委員会告示第41号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書の要旨を同法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

令和3年1月29日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

平成29年分 (単位 円)

[その他の政治団体]

宮川大樹後援会「大樹会」

報告年月日 02.02.27

1 収入総額	100,028
前年繰越額	100,028
2 支出総額	0

平成30年分

[その他の政治団体]

宮川大樹後援会「大樹会」

報告年月日 02.02.27

1 収入総額	100,028
前年繰越額	100,028
2 支出総額	0

令和元年分

[資金管理団体]

隆政会

資金管理団体の届出をした者の氏名 米山 隆一

資金管理団体の届出に係る公職の種類 県知事

報告年月日 02.10.05

1 収入総額	2,243,837
前年繰越額	2,243,837
2 支出総額	1,072,292
3 支出の内訳	
政治活動費	1,072,292
組織活動費	1,072,292

[その他の政治団体]

宮川大樹後援会「大樹会」

報告年月日 02.02.27

1 収入総額	100,028
前年繰越額	100,028
2 支出総額	0

米山隆一後援会

報告年月日 02.10.05

1 収入総額	981,436
前年繰越額	981,436
2 支出総額	111,683
3 支出の内訳	
経常経費	111,683
備品・消耗品費	21,282
事務所費	90,401

◎新潟県選挙管理委員会告示第42号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

令和3年1月29日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

資金管理団体 の届出をした 者(代表者) の氏名	公職の種類	資金管理団体の 名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
-----------------------------------	-------	---------------	------------	-------

滝沢 亮      市長      たきざわ亮後援会      新潟県三条市荒町2-3-32      R2.09.26

◎新潟県選挙管理委員会告示第43号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、令和2年11月27日付け新潟県選挙管理委員会告示第35号の一部を次のとおり改める。

令和3年1月29日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

訂正報告年月日 令和2年12月9日

政治団体の名称 新潟県土地改良政治連盟

(報告年月日 令和2年3月30日)中

項 目	訂 正 後	訂 正 前
1 収入総額	14,649,886	13,539,891
本年收入額	11,064,387	9,954,392
2 支出総額	9,185,512	8,075,517
3 本年收入の内訳		
その他の収入	1,110,023	28
金銭以外のものによる寄附相当分	976,320	
金銭以外のものによる寄附相当分	127,135	
1件10万円未満のもの	6,568	28
4 支出の内訳		
政治活動費	8,441,914	7,331,919
選挙関係費	2,690,957	1,580,962

雑 報

一般競争入札の実施について(公告)

公立大学法人新潟県立大学会計規則第17条第1項の規定により、新潟県立大学講義室椅子更新について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和3年1月29日

公立大学法人新潟県立大学 理事長 若杉 隆平

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称

新潟県立大学講義室椅子更新

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び別記仕様書による。

(3) 納入期限

令和3年3月26日(金)までに、調達物品について確認検査を受けること。

(4) 納入場所

新潟県立大学(新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地)

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

(1) 交付期間

令和3年1月29日(金)から令和3年2月5日(金)まで(公立大学法人新潟県立大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第4条第1項及び第9条各号に規定する日を除く。)の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所及び問い合わせ先

新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地

新潟県立大学教務学生支援部企画課

電話番号025-368-8224 FAX番号025-270-5173

3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和3年2月15日(月) 午前10時

(2) 場所 新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地

新潟県立大学 1号館A棟1203会議室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であつて、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 公立大学法人新潟県立大学契約事務取扱規程(以下「契約事務取扱規程」という。)第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。

(2) 令和2・3・4年度新潟県物品等入札参加資格者名簿(家具)に登録されている者であること。

(3) 一般建設業の内装仕上工事業の許可を有すること。

(4) 国又は地方公共団体から指名停止措置を現に受けていないこと。

(5) 本調達物品又はこれと同等以上の類似する物品に係る納入実績があることを証明した者であること。

(6) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

(7) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて公立大学法人新潟県立大学理事長から確認を受けている者であること。

(8) 新潟県暴力団排除条例に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

(1) 本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、公立大学法人新潟県立大学理事長から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

ア 提出期限 令和3年2月5日(金) 午後5時15分

イ 提出場所 新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地

新潟県立大学教務学生支援部企画課

ウ 提出方法 本人(法人にあつては代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人の持参とする。

エ 提出書類及びその部数 入札説明書による。

(2) 本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通

知書の交付を受けること。

ア 交付日時 令和3年2月10日(水) 午前10時から午後4時まで

イ 交付場所 (1)イに掲げる場所

## 6 入札の方法

(1) 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

### (2) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 7 落札者の決定方法

入札に参加した者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

## 8 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 契約事務取扱規程第16条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

## 9 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

免除する。

### (2) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)とする。ただし、契約事務取扱規程第42条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

## 10 契約の手続において使用する言語及び通貨

契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語(契約当事者に関する記載部分を除く。)及び日本国通貨とする。

## 11 その他

### (1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、作成者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

### (2) 契約の停止等

本件入札に関し、苦情申立てがあったときは契約を停止し、又は解除することがある。

### (3) その他

本件入札及び契約の内容に関しては、契約事務取扱規程その他公立大学法人新潟県立大学理事長の定める規程、日本国の関係法令の定めるところによる。

---

### 一般競争入札の実施について(公告)

公立大学法人新潟県立大学会計規則第17条第1項の規定により、図書の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和3年1月29日

公立大学法人新潟県立大学 理事長 若杉 隆平

## 1 入札に付する事項

### (1) 調達案件の名称

図書の購入

---

- (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書及び別記仕様書による。
  - (3) 納入期限  
令和3年5月20日(木)までに、調達物品について確認検査を受けること。
  - (4) 納入場所  
新潟県立大学(新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地)
- 2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等
    - (1) 交付期間  
令和3年1月29日(金)から令和3年2月10日(水)まで(公立大学法人新潟県立大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第4条第1項及び第9条各号に規定する日を除く。)の各日の午前8時30分から午後5時15分まで
    - (2) 交付場所及び問い合わせ先  
新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地  
新潟県立大学教務学生支援部企画課  
電話番号025-368-8224 FAX番号025-270-5173 電子メールアドレス kikaku@unii.ac.jp
- 3 入札執行の日時及び場所
    - (1) 日時 令和3年2月18日(木) 午後2時
    - (2) 場所 新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地  
新潟県立大学 1号館A棟1203会議室
- 4 入札に参加する者に必要な資格  
本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。
    - (1) 公立大学法人新潟県立大学契約事務取扱規程(以下「契約事務取扱規程」という。)第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。
    - (2) 令和2・3・4年度新潟県物品等入札参加資格者名簿(書籍・出版物)に登録されている者であること。
    - (3) 国又は地方公共団体から指名停止措置を現に受けていないこと。
    - (4) 本調達物品又はこれと同等以上の類似する物品に係る納入実績があることを証明した者であること。
    - (5) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。
    - (6) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて公立大学法人新潟県立大学理事長から確認を受けている者であること。
    - (7) 新潟県暴力団排除条例に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- 5 本件入札に係る参加資格の確認
    - (1) 本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、公立大学法人新潟県立大学理事長から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。
      - ア 提出期限 令和3年2月10日(水) 午後5時15分
      - イ 提出場所 新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地  
新潟県立大学教務学生支援部企画課
      - ウ 提出方法 本人(法人にあつては代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人の持参とする。
      - エ 提出書類及びその部数 入札説明書による。
    - (2) 本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。
      - ア 交付日時 令和3年2月15日(月) 午前10時から午後4時まで
      - イ 交付場所 (1)イに掲げる場所
- 6 入札の方法
    - (1) 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。
    - (2) 入札書の記載
      - ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

入札に参加した者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

8 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札
- (2) 入札に参加する条件に違反した入札
- (3) 契約事務取扱規程第16条第1項各号に掲げる入札
- (4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)とする。ただし、契約事務取扱規程第42条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

10 契約の手續において使用する言語及び通貨

契約の手續において使用する言語及び通貨は日本語(契約当事者に関する記載部分を除く。)及び日本国通貨とする。

11 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、作成者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) 契約の停止等

本件入札に関し、苦情申立てがあったときは契約を停止し、又は解除することがある。

(3) その他

本件入札及び契約の内容に関しては、契約事務取扱規程その他公立大学法人新潟県立大学理事長の定める規程、日本国の関係法令の定めるところによる。